

福祉・介護職員処遇改善 臨時特例交付金

令和三年度補正予算

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、
障害福祉（児童発達支援や放課後等デイサービス）で働く職員の
収入の3%（月9,000円）程度を引き上げることをめざした交付金

交付額は事業報酬に一定の加算率を掛けた金額

- 児童発達支援 1.9%
- 放課後等デイサービス 1.9%

交付率

就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は交付対象外

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 	3.6%	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 	1.3%
<ul style="list-style-type: none"> 生活介護 	1.1%	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活援助 (介護サービス包括型) (日中サービス支援型) (外部サービス利用型) 	2.4%
<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援 短期入所 療養介護 	2.6%	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援 放課後等デイサービス 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 	1.9%
<ul style="list-style-type: none"> 自律訓練 (機能訓練) (生活訓練) 	1.7%	<ul style="list-style-type: none"> 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 	3.5%

取得条件

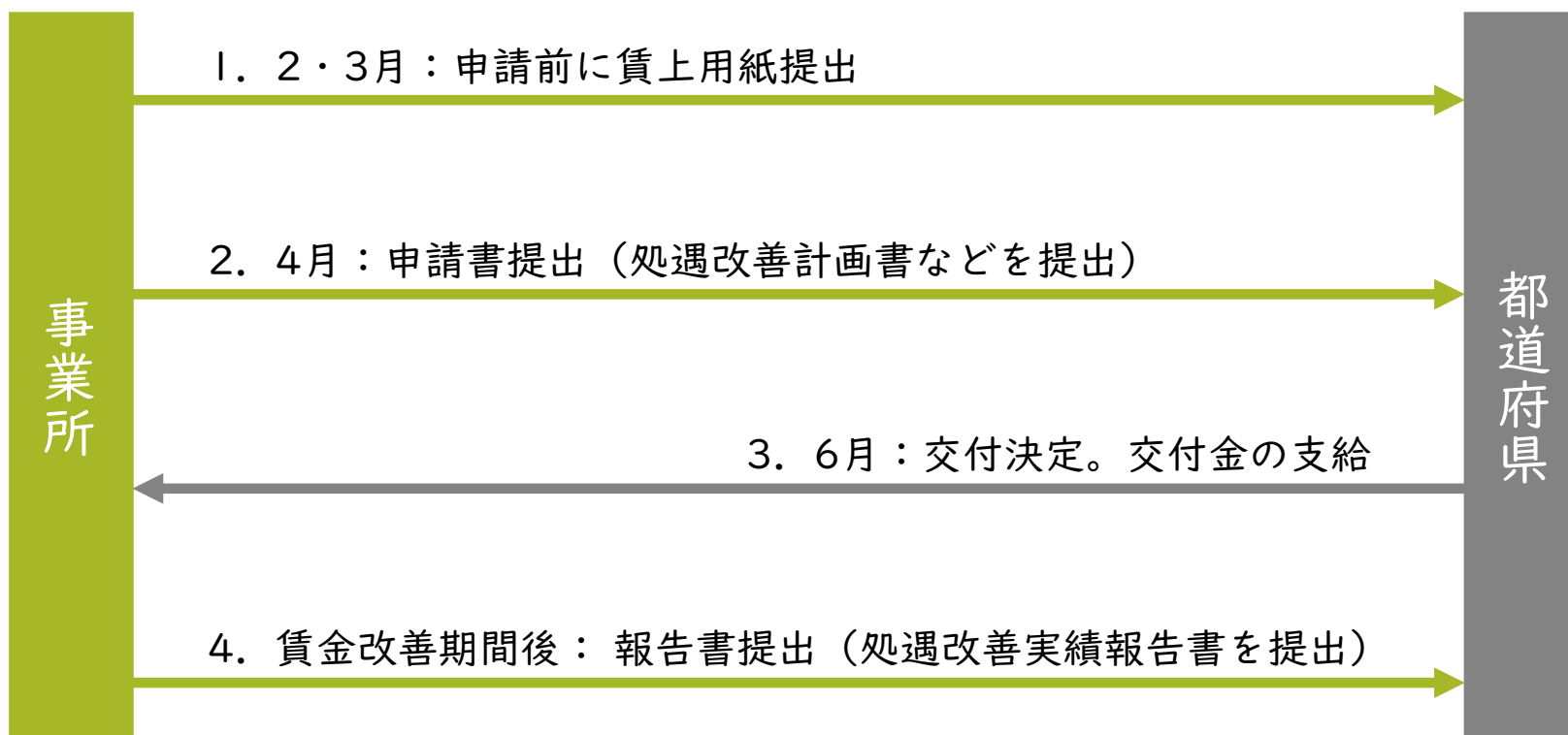
- 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得している
- 令和4年2月、3月から実際に賃上げを行っている
 - 賃上げ効果を継続するよう、補助金の2/3以上は月給の基本給または手当に使用され毎月支払われること
(2月と3月分のみ就業規則の改定が難しい場合は一時金での支払も可)
- 賃上げの旨を事前に都道府県へ提出し、4月に申請書を提出すること

職員への支払方法

支払方法が、処遇改善加算より厳しく決められています。ご注意ください。

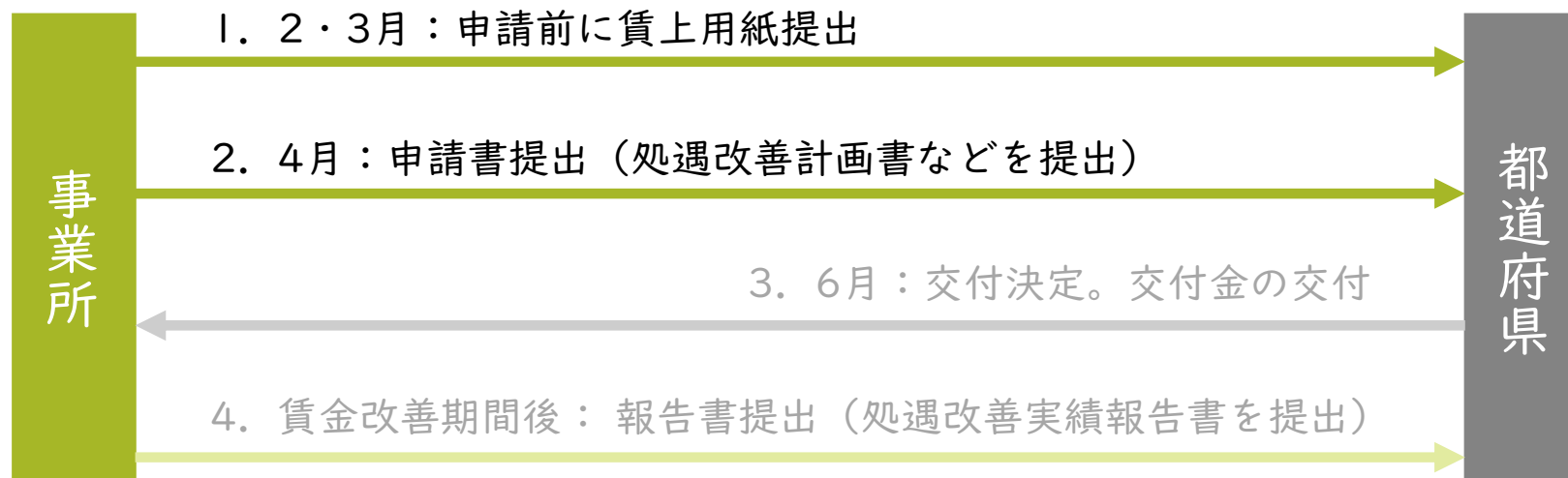
- 月給のベースアップ（基本給や手当）として支給すること
 - 交付金の2/3以上がベースアップで支給されること
- 交付金の終了後も支給されることが期待されています
- 交付金の全額以上が職員の給与として支給されること
 - 2022年2月と3月分のみ一時金（賞与の形）で支給可能
 - 支給実績が確認できること
 - 直接処遇職員以外へも支給可能

申請と時期



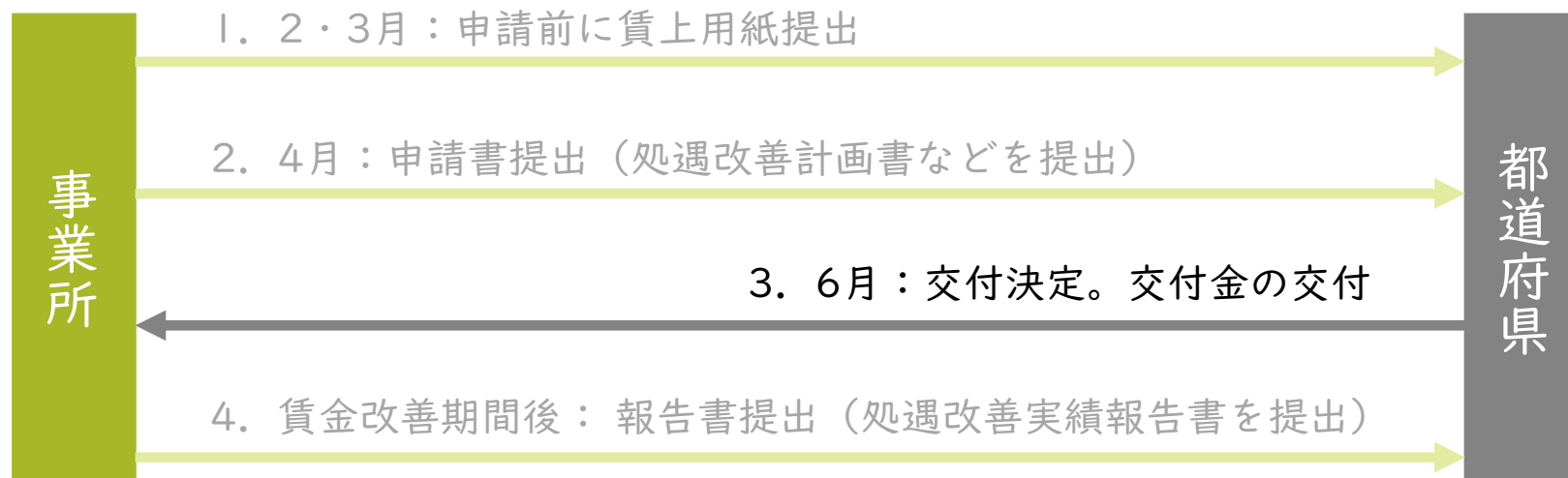
申請方法

- 都道府県に事前（2月・3月）に賃上げ開始の用紙を提出
- 2022年4月から申請受付予定
 - 都道府県に障害福祉職員・その他職員の月額賃金改善額を記載した計画書を提出



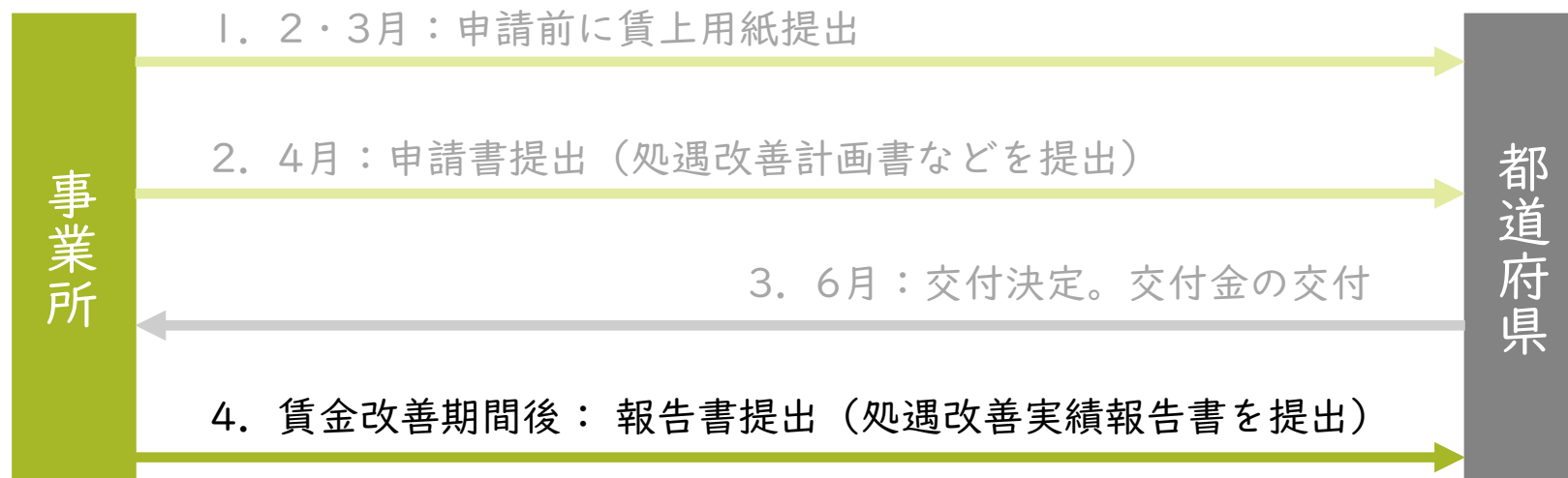
交付時期

- 2022年6月から支給予定（事業所へ支払開始）



報告方法

- 都道府県に処遇改善実績報告書を事業所が提出
 - 賃金改善期間経過後、月額賃金改善額の総額を含めた実施結果を報告
 - 報告時点で要件を満たさない場合は返金



交付額

障害福祉事業の基本報酬など（処遇改善加算及び特定処遇改善加算）を加えた単位数に、交付率を乗じて算出となります。

例：総報酬219.4万円の児童発達支援事業所

200万円（基本報酬＋各種加算）＋16.8万円（職員処遇改善加算（Ⅰ）8.4%）
＋2.6万円（特定処遇改善加算（Ⅰ）1.3%）

219.4万円×1.9%で、毎月41,686円の交付金が支給予定

2022年10月以降の加算について

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金は、
2022年9月までしか交付されません。

10月以降は、臨時の報酬改定が行われる予定です。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

障害福祉（児童発達支援や放課後等デイサービス）で働く職員の収入の3%（月9,000円）程度を引き上げることをめざした交付金

交付額は事業報酬に一定の加算率を掛けた金額

- 児童発達支援 1.9%
- 放課後等デイサービス 1.9%

2022年2月からの賃上げが求められます。